

三次市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会・議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 市民との関係（第5条—第7条）

第4章 市長等との関係（第8条—第10条）

第5章 議会の機能強化（第11条—第18条）

第6章 委員会の活動（第19条）

第7章 議員の政治倫理（第20条）

第8章 見直し手続（第21条）

附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方公共団体（以下「自治体」という。）は、自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うこととなり、国と自治体の関係も、従来の上下・主従の関係から、対等・協力の関係へと変化した。

また、住民が自治体の長及び地方議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下、三次市民（以下「市民」という。）の代表として選ばれている議員と市長は、それぞれが市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、三次市議会（以下「議会」という。）は、三次市の最高規範である三次市まち・ゆめ基本条例における総則及び市議会の役割と責務に基づき、真の地方自治の実現に向け、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において、政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものである。

今日まで、議会は、分権時代を先導する地方議会をめざして、議会改革に積極的に取り組み、市長等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い

議会改革推進のために、真摯に努力を重ねてきた。

ここで、議会は、これまでの歩みから、日本国憲法及び地方自治法の範囲内において、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定めるとともに、議会と市長等及び市民との関係を明らかにし、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨が反映されなければならない。

2 議会は、この条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始6箇月以内に、この条例に関する研修を行うものとする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき議会活動を行うものとする。

- (1) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会をめざすこと。
- (2) 議会は、市民の多様な意見を政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会拡充に努めること。
- (3) 議会は、市長等の事務執行の監視及び評価並びに議会の政策提言を行う機能が十分に発揮できるよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行うものとする。

- (1) 議員は、選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚し、市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上をめざすこと。
- (2) 議員は、議会が言論の場であること、及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (3) 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。
- (4) 議員は、地方自治の本旨にのっとり、政策、条例、意見書等の議案を提出する努力をすること。
- (5) 議員は、市政の課題に関する論点を市民に明らかにするため、一般質問を一問一答方式により行うこと。

第3章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開する。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員と市民等との意見交換の場を設けることができる。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 議会は、多様な立場の市民の意見を市政に反映させるための議会運営を行わなければならない。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会独自の視点から、議会だより、ケーブルテレビ、ホームペ

一ジ等多様な広報手段を活用することにより，多くの市民が議会と市政に関心を持つよう市政に係る情報の広報に努めるものとする。

(議会報告会等)

第7条 議会は，議員と市民が議会運営や市政全般にわたっての情報及び意見を交換する議会報告会等を行うものとする。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会は，市長等との立場及び権能の違いを踏まえ，市長等と常に緊張ある関係を構築し，事務の執行の監視及び評価を行うとともに，政策立案及び市長等への政策提言を通じて，市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等は，議長又は委員長の許可を得て，議員の質疑又は質問に対して，その趣旨の確認のため質問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は，市長等が提案する政策，施策，計画，事業等（以下「政策等」という。）について，政策等の水準を高めるため，市長等に対して，次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来負担すべき経費

2 議会は，前項の政策等の提案を審議するに当たっては，立案及び執行における論点並びに争点を明らかにするとともに，執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算の審議における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

第5章 議会の機能強化

(会派)

第11条 議員は、議会活動の円滑化及び効率化を図るため、理念を共有する者で構成される会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間等で調整を行い合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第12条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 政務活動費に関しては、三次市議会政務活動費の交付に関する条例の定めるところによる。

(議会改革の推進)

第13条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進のための会議等を設置することができる。

(専門的事項に関する調査)

第14条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成並びに政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実に努めるものとする。

2 議会は、専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて議会事務局職員として採用する等議会事務局体制の充実に努めることができる。

(多様性の尊重)

第18条 議会は、議会機能強化のため、議員活動と育児・介護等が両立できる環境整備に努めなければならない。

第6章 委員会の活動

(委員会の役割と運営)

第19条 委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、政策の立案、政策の提言その他の能動的な活動をするよう努めるものとする。

3 委員会は、委員相互間の自由かつつな討議を中心として弾力的な運営に努めるものとする。

4 特別委員会は、特に重要な市政の課題等に対応するため設置するものとする。

第7章 議員の政治倫理

(政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる責務を深く自覚し、良心と責任感をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければならない。

第 8 章 見直し手続

(見直し手続)

第 2 1 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、一般選挙を経た任期中にこの条例の目的及び趣旨の達成状況について検証を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 6 日条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 4 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 1 5 日条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。